

砂川市

こども誰でも通園制度 を ご利用ください！

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず1時間単位で柔軟に利用できる新たな制度です。

対象者

0歳6か月から満3歳
未満で保育所等に通っ
ていない子ども



利用可能時間

月曜日から金曜日の

■午前 9時～12時

■午後 2時～5時

※1時間単位で1か月最大10時間まで利用可
能です。

利用定員

(1時間あたりの最大利用人数)

0歳児（6か月児～）	2名
1歳児	3名
2歳児	3名

実施施設

子育て支援センター
(地域交流センターゆう2階)

利用料金

(所得区分に応じて減免あり)

1時間あたり300円

利用のながれについ
ては裏面をご覧くだ
さい！



利用のながれ

利用にあたっては、こども家庭庁が運営する「こども誰でも通園制度総合支援システム」上で利用者登録が必要になります。



STEP① 認定

- 利用者が利用申請します。
- 砂川市が利用者を認定し、アカウントを発行します。
- 利用者がお子様の情報を登録します。

STEP② 面談 (初回のみ)

- システム上で初回面談日を調整します。
- 子育て支援センターで保育士と初回面談を実施し、安心して利用できるようお子様の状況を確認します。

STEP③ 予約

- システム上で利用の予約をします。
(利用希望日の前日正午まで)



STEP④ 利用

- 当日は保護者が送り迎えをします。
※利用をキャンセルする場合は速やかにご連絡ください。



STEP⑤ 支払

- 利用料は当日にお支払いください。

キャッシュレス決済可！



お問い合わせ先

砂川市子育て支援センター（地域交流センターゆう2階）
〒073-0153
砂川市東3条北2丁目3番地3 Tel0125-74-5683

※令和8年4月17日（火）までは、子育て支援係（Tel0125-74-8369）へお問い合わせください。